

令和6年5月16日

犯罪被害にあわれた方向けの「ハンドブック」完成！

犯罪被害者等を地域社会全体で支えていくため、「福島市犯罪被害者等支援条例」を令和6年3月29日に施行し、「犯罪被害者等相談窓口」を設置しましたので、ご自身やご家族が犯罪等にあわれ、お困りの場合はご相談ください。

また、犯罪被害者等を支援するにあたり、活用できるサービスが多岐にわたり分かりにくいことが課題の1つであるため、相談窓口や市のサービスをまとめたハンドブックを作成しました。ハンドブックは市のホームページに掲載しましたので、ご活用ください。

記

1. 内容

- ・犯罪被害者等相談窓口
- ・見舞金・転居費用助成金
- ・市のサービス
交通事故 / 支援措置等 / 年金 / 葬祭費 / 医療費助成 / 障がい福祉 /
住まい / 子育て費用 / ひとり親家庭等支援 / こども預かり
- ・市以外の相談窓口

2. ハンドブックはこちらから



▲福島市ホームページからダウンロードできます。

3. その他

犯罪にあわれた方やご家族・ご遺族の方で、相談先が分からないなどお困りの場合は、犯罪被害者等相談窓口（生活課・電話 024-535-2121）へご相談ください。

担当：生活課 安全安心・避難者支援係
課長 八島 課長補佐 菅藤
電話 024-525-3787（直通）

犯罪被害にあわれたかた向けの「ハンドブック」完成！

記者配布資料

福島市犯罪被害者等支援条例

▶ 令和6年3月29日 施行

福島市犯罪被害者等支援条例

福島市では、犯罪被害者等を地域全体で支え、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与するため、「福島市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。＜令和6年3月29日施行＞



犯罪被害者等支援シンボルマップ
まゆみちゃん

基本理念

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう次に掲げる事項を基本とし適切に行う

- 犯罪被害者等が置かれている状況などに応じて行われること。
- 再被害及び二次被害の防止に十分に配慮し、行われること。
- 必要な支援が途切れることなく行われること。
- 市及び関係機関による相互の連携・協力の下で行われること。

責 務

市の責務
○犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に実施
○支援体制の構築に努める

市民等の責務
○犯罪被害者等について理解を深め、二次被害が生じないよう配慮
○犯罪被害者等支援に関する施策への協力

事業者の責務
○犯罪被害者等について理解を深め、二次被害が生じないよう配慮
○犯罪被害者等の就労、勤務、休暇等について配慮
○犯罪被害者等支援に関する施策への協力

施 策

相談・情報の提供
経済的負担の軽減
日常生活の支援 など

福島市犯罪被害者等支援総合的対応窓口（生活課内）
電話 / 024-535-2121 平日9:00～17:15 メール / seikatsu@mail.city.fukushima.fukushima.jp

市HPもご覧ください



基本理念

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況などに応じた支援
- ・ 再被害・二次被害の防止に配慮
- ・ 必要な支援が途切れることなく行われる
- ・ 市及び関係機関による相互の連携・協力

犯罪被害にあわれたかた向けの「ハンドブック」完成！

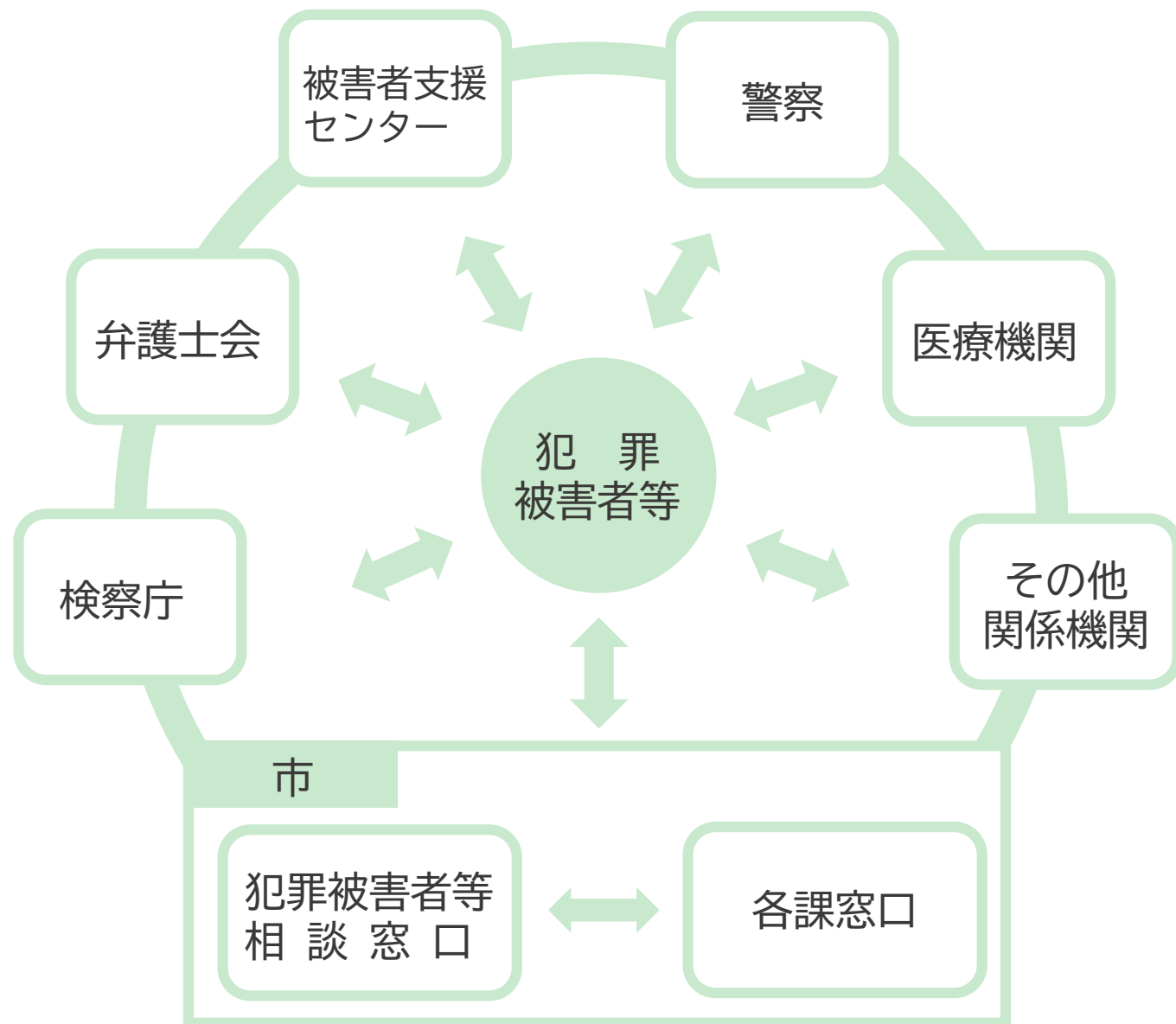
記者配布資料

支援の輪

- ・市と関係機関の連携で、
犯罪被害者等へ途切れのない
支援を実施
- ・犯罪被害者等への情報提供
※手続きが多岐にわたり分かりづらい



相談窓口や活用できるサービスなどを
まとめた「ハンドブック」を作成



犯罪被害者等支援ハンドブック

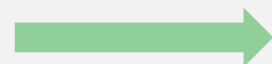
をご利用ください！



犯罪にあわれた方やそのご家族向けのハンドブックを
市のホームページに掲載しています。

ハンドブックの主な内容

- ◆ 市の窓口
- ◆ 見舞金・転居費用助成金
- ◆ 市のサービス
- ◆ 市以外の相談窓口



交通事故 / 支援措置等 / 年金 /
葬祭費 / 医療費助成 / 障がい福祉 /
住まい / 子育て費用 /
ひとり親家庭等支援 / こども預かり



詳しくはこちら